

でんき契約約款（関西電力・KDDI）料金表（いいだのでんき） 新旧対照表 [2020年4月1日実施]

【旧】でんき契約約款（関西電力・KDDI）料金表（いいだのでんき）（2019年10月1日実施）	【新】でんき契約約款（関西電力・KDDI）料金表（いいだのでんき）（2020年4月1日実施）
<p style="text-align: center;">料 金 表（いいだのでんき）</p> <p>でんき契約約款（関西電力・KDDI）（以下「でんき約款」といいます。）における、いいだのでんき（飯田グループホールディングス株式会社およびホームトレードセンター株式会社がKDDI株式会社（以下「KDDI」といいます。）より委託を受けて申込受付等を行う電気の供給等のサービスをいいます。）に関する電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表（いいだのでんき）（以下「料金表」といいます。）において、KDDIが定めます。</p>	<p style="text-align: center;">料 金 表（いいだのでんき）</p> <p>でんき契約約款（関西電力・KDDI）（以下「でんき約款」といいます。）における、いいだのでんき（飯田グループホールディングス株式会社およびホームトレードセンター株式会社がKDDI株式会社（以下「KDDI」といいます。）より委託を受けて申込受付等を行う電気の供給等のサービスをいいます。）に関する電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表（いいだのでんき）（以下「料金表」といいます。）において、KDDIが定めます。<b>本料金表のほか、KDDIのWEB de 請求書ご利用規約、auかんたん決済会員規約、「請求統合」に係る取扱い規約および「KDDIまとめて請求」に係る取扱い規約（以下、これらを併せて「関連規程」といいます。）ならびにてんき約款および料金表による電気供給サービスに関連するKDDIが定める諸規程（KDDIが別にWEBサイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下「諸規程」といいます。）は、本料金表の一部を構成するものとします。本料金表と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。</b></p>
<p>1 契約種別</p> <p>この料金表の契約種別は、いいだのでんきM（関西D）（以下「種別M」といいます。）といたします。</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>イ 電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとにでんき約款別表3〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が原則として400ボルトアンペアをこえること。</p> <p>ロ 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。</p> <p>ハ 1需要場所において関西電力株式会社（以下「関西電力」といいます。）またはこの料金表の動力の契約種別とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1需要場所において<b>関西電力</b>またはこの料金表の動力の契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、<b>関西電力</b>の供給設備の状況等から<b>関西電力</b>が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認められたときは、イおよびロに該当し、かつ、ハの最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、関西電力は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>1 契約種別</p> <p>この料金表の契約種別は、いいだのでんきM（関西D）（以下「種別M」といいます。）といたします。</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>イ 電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとにでんき約款別表3〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が原則として400ボルトアンペアをこえること。</p> <p>ロ 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。</p> <p>ハ 1需要場所において関西電力株式会社（以下「関西電力」といいます。）またはこの料金表の動力の契約種別とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1需要場所において<b>関西電力</b>お客さまの<b>需要場所を供給区域とする一般送配電事業者</b>（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）またはこの料金表の動力の契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、<b>関西電力</b><b>当該一般送配電事業者</b>の供給設備の状況等から<b>関西電力</b><b>当該一般送配電事業者</b>が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認められたときは、イおよびロに該当し、かつ、ハの最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、関西電力は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>
<p>2 承諾の限界および遵守事項</p> <p>(1) 承諾の限界</p> <p>KDDIは、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、お客さままたはお客さまの同居の家族によるでんき約款で定めるKDDIサービスの利用状況、<b>供給設備の状況</b>、料金の支払状況（KDDIの他のサービスの料金および既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>2 承諾の限界および遵守事項</p> <p>(1) 承諾の限界</p> <p>KDDIは、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、お客さままたはお客さまの同居の家族によるでんき約款で定めるKDDIサービスの利用状況、<b>当該一般送配電事業者の供給設備の状況</b>、料金の支払状況（KDDIの他のサービスの料金および既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。</p> <p>(2) (略)</p>

【旧】でんき契約約款（関西電力・KDDI）料金表（いいのでんき）（2019年10月1日実施）	【新】でんき契約約款（関西電力・KDDI）料金表（いいのでんき）（2020年4月1日実施）						
<p>8 料金等の支払い</p> <p>(1) 料金その他のでんき約款および料金表によって KDDI に支払いを要することとなったお客さまの債務（以下「料金等」といいます。）については、KDDI が定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに、KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等において支払っていただきます。</p> <p>(2) (1)において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。</p> <p>(3) 料金について、KDDI は、KDDI に特別の事情がある場合は、お客さまの承諾をえて、KDDI の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。</p>	<p>8 料金等の支払い</p> <p>(1) 料金その他のでんき約款および料金表によって KDDI に支払いを要することとなったお客さまの債務（以下「料金等」といいます。）については、KDDI が定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに、KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等において支払っていただきます。</p> <p>(2) (1)において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。</p> <p>(3) 料金について、KDDI は、KDDI に特別の事情がある場合は、お客さまの承諾をえて、KDDI の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。</p> <p>(4) お客さま等からのお申し出により、KDDI が承諾した場合には、KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（窓口支払手数料）の支払いを要します。</p> <table border="1" data-bbox="1813 646 2549 781"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 （窓口支払手数料）</td> <td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 100 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 関連規程または諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程または諸規程に定めるところによります。</p>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 （窓口支払手数料）	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円
区分	単位	手数料額					
払込取扱票発行等手数料 （窓口支払手数料）	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円					
<p>11 違 約 金</p> <p>(1) お客さまがでんき約款 28（供給の停止）(2)もしくはハまたはでんき約款 38（解約等）(3)に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、KDDI は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けることがあります。</p> <p>(2) (1)の免れた金額は、でんき約款および料金表に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。</p> <p>(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、当社が決定した期間といたします。</p>	<p>11 違 約 金</p> <p>(1) お客さまが<del>でんき約款 28（供給の停止）(2)もしくはハまたはでんき約款 38（解約等）</del> <b>(3) 次のいずれかに</b> 該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、KDDI は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けることがあります。</p> <p><b>イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合</b></p> <p><b>ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合</b></p> <p><b>ハ でんき約款 38（解約等）(3)に該当する場合</b></p> <p>(2) (1)の免れた金額は、でんき約款および料金表に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。</p> <p>(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、当社が決定した期間といたします。</p>						

■ 附則

【旧】でんき契約約款（関西電力・KDDI）料金表（いいのでんき）（2019年10月1日実施）	【新】でんき契約約款（関西電力・KDDI）料金表（いいのでんき）（2020年4月1日実施）
<p>1 この料金表の実施期日</p> <p>この au でんき料金表は、2019年10月1日から実施いたします。</p>	<p><del>1</del>この料金表の実施期日</p> <p>この au でんき料金表は、<del>2019年10月1日</del> <b>2020年4月1日</b> から実施いたします。</p>